

# 告示

## 埼玉県告示第千三百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十九年十二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
医療法人社団 愛&安 アイルめぐみ 歯科	久喜市栗橋東 六―一五―一 ス―パー―ベイシ ア―F	医療法人社団 愛&安	介護予防居宅 療養管理指導 居宅療養 管理指導	平成二十九年 九月一日
医療法人 皓峰会 こみね歯科 医院	三郷市早稲田 一八―一五―一	医療法人 皓峰会	居宅療養 管理指導	平成二十九年 一月一日
ケアプラン センター 彩優・羽生	羽生市南 三―六―二〇	株式会社 アタツシエ	居宅介護支援	平成二十九年 九月一日
セキ薬局 杉戸店	北葛飾郡 杉戸町清地 四―一〇―二 二	株式会社 セキ薬品	介護予防居宅 療養管理指導 居宅療養 管理指導	平成三十年 一月一日
中林歯科	本庄市 児玉町吉田林 三九八―一	中林 靖雄	介護予防居宅 療養管理指導 居宅療養 管理指導	平成二十九年 十一月十六日